

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		既存の 1 の建築物を 2 以上の工事に分けて用途変更を行う場合の全体計画に関する認定
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)
条 項		第 8 7 条の 2 第 1 項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	全体計画認定に係るガイドライン (平成17年6月1日国住指第667号) (平成20年4月17日国住指第225号) (令和元年6月24日国住指第654号)
	設定等年月日	令和元年 6 月 2 5 日設定 令和 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	6 0 日
	設定等年月日	令和元年 6 月 2 5 日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		